(x)　「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｃ知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(y)　「ＷＩＰＯ」とは、世界知的所有権機関をいう。

(z)　「ＷＴＯ」とは、世界貿易機関をいう。

(aa)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第一・三条　地理的適用

1　この協定は、次の領域について適用する。

(a)　欧州連合については、欧州連合に関する条約及び欧州連合運営条約がこれらの条約に定める条件の下に適用される領域

(b)　日本国については、その領域

2　この協定は、別段の定めがある場合を除くほか、各締約国の領海の外側に位置する区域（海底及びその下を含む。）であって、当該各締約国が千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約を含む国際法及び国際法に合致する自国の法令に基づいて主権的権利又は管轄権を行使する全てのものについても適用する。（注）

注　欧州連合については、各締約国の領海の外側に位置する区域とは、欧州連合構成国の当該区域のそれぞれをいうものと了解する。

3　産品に対する関税上の特恵待遇の適用に係るこの協定の規定並びに第二・九条及び第二・十条の規定に関し、この協定は、欧州連合の関税領域の区域であって1(a)の規定の対象でないもの並びに附属書三―E及び附属書三―Fに規定する区域についても適用する。

4　一方の締約国は、1から3までに規定するこの協定のそれぞれの地理的適用範囲が変更される場合には、他方の締約国に通報し、及び他方の締約国の要請があった場合には、その変更についての補足的な情報又は明確な説明を速やかに提供する。

第一・四条　租税

1　この条の規定の適用上、

(a)　「居住」とは、租税上の居住をいう。

(b)　「租税協定」とは、二重課税の回避のための協定又は専ら若しくは主として租税に関する他の国際協定若しくは取決めであって、欧州連合若しくは欧州連合構成国又は日本国が締結しているものをいう。

(c)　「租税に係る課税措置」とは、欧州連合、欧州連合構成国又は日本国の税法の適用に当たりとられる措置をいう。

2　この協定の規定は、当該規定を実施するために適用することが必要な場合に限り、租税に係る課税措置について適用する。

3　この協定のいかなる規定も、租税協定に基づく欧州連合、欧州連合構成国又は日本国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と租税協定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、租税協定が優先する。欧州連合又は欧州連合構成国と日本国との間の租税協定に関し、この協定及び当該租税協定の下での関連する権限のある当局は、この協定と当該租税協定との間に抵触が存在するかどうかについて、共同で決定する。

4　この協定における最恵国待遇の義務は、租税協定に基づいて欧州連合、欧州連合構成国又は日本国が与える利益については、適用しない。

5　第二十二・一条の規定に基づいて設置される合同委員会は、租税に係る課税措置について、第二十一章の規定による紛争解決に関する異なる適用範囲を決定することができる。

6　この協定のいかなる規定も、欧州連合、欧州連合構成国又は日本国が税の公平又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする租税に係る課税措置（次に掲げるものを含む。）を採用し、維持し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの租税に係る課税措置を、同様の条件の下にある両締約国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易及び投資に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)　特に居住の場所又は資本の投下場所に関し、同一の状況にない納税者を区別する措置

(b)　租税協定又は自国の税法の規定に基づいて租税の回避又は脱税を防止する措置

第一・五条　安全保障のための例外

1　この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a)　締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b)　締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i)　核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(ii)　武器、弾薬及び軍需品の生産又は取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物及び原料の生産又は取引に関する措置

(iii)　軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置

(iv)　戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c)　締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従う措置をとることを妨げること。

2　1の規定にかかわらず、

(a)　第十章の規定の適用上、政府調達協定第三条の規定を適用する。

(b)　第十四章の規定の適用上、第十四・五十四条の規定を適用する。

第一・六条　秘密の情報

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなるもの又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものではない。

2　この協定において一方の締約国がその法令により秘密とされる情報を他方の締約国に提供する場合には、他方の締約国は、当該情報を提供する締約国が同意するときを除くほか、当該情報の秘密性を保持する。

第一・七条　義務の履行及び委任された権限

1　各締約国は、この協定を実施するために必要な全ての措置がとられることを確保する。

2　各締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に基づく自国の義務を履行するために自国が規制上又は行政上の権限を委任した者又は団体が、その委任された権限の行使に当たり自国の義務に従って活動することを確保する。

3　各締約国は、自国のいずれかの段階の政府又は自国によって委任された権限を行使するいずれかの非政府機関がこの協定の規定に従わない場合であっても、この協定に基づく義務を免れることはできない。

第一・八条　法令及びその改正

この協定において締約国の法令というときは、別段の定めがある場合を除くほか、その改正を含むものと了解する。